

「下関地域総合武道館（仮称）整備等事業」の特定事業の選定について

「民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律」（平成 11 年法律第 117 号。以下「PFI 法」という。）第 6 条の規定に基づき、下関地域総合武道館（仮称）整備等事業を特定事業として選定しましたので、同法第 8 条第 1 項の規定により、特定事業の選定における評価の結果を公表します。

平成 19 年 3 月 29 日

山口県知事 二 井 関 成

1 事業概要

(1) 事業名称

下関地域総合武道館（仮称）整備等事業（以下「本事業」という。）

(2) 事業に供される公共施設の種類の種類等

名称：下関地域総合武道館（仮称）（以下「本施設」という。）

種類：大道場、小道場、剣道場、柔道場、弓道場、相撲場などを有する総合武道館

(3) 公共施設の管理者の名称

山口県知事 二井 関 成

(4) 事業の目的

県では、「やまぐち未来デザイン 21 第五次実行計画」を策定（平成 18 年 3 月）し、分権時代における新たな県づくりを本格的に進めるため、県と市町と県民の皆様の役割をより重視しながら、「自立・協働・循環」の理念の下、「住み良さ日本一の元気県づくり」に取り組んでいます。

その中で、スポーツは県民の暮らしの中に定着し、人々の心を豊かにすることから、地域の元気創造をリードする「スポーツ元気県」を目指して、「県民スポーツ総参加プロジェクト」を設定し、生涯スポーツの振興による地域活性化を推進するため、下関地域をモデル地域として、「武道」をシンボルスポーツとした「スポーツによるまちづくり」の交流拠点施設となる総合武道館を整備することとしています。

(5) 事業の基本的な内容

ア 事業方式

本事業の事業方式は、PFI 法に基づき、事業者が自らの資金で本施設の設計・建設を行った後、県に所有権を移転し、その上で維持管理業務を実施する BT0（Build Transfer and Operate）方式とします。

イ 事業期間

本事業の事業期間は、事業契約締結日から平成 37 年 3 月 31 日までとします。

ウ 事業の業務範囲

本事業の業務範囲は、次のとおりとします。

(ア) 本施設の整備業務

- a 事前調査業務及びその関連業務（県が示した調査以外に事業者が必要とする調査を含む。）
- b 設計（基本設計・実施設計）及びその関連業務
- c 建設工事及びその関連業務
- d 什器備品等調達・設置業務
- e 工事監理業務
- f 周辺地域の電波障害調査及び対策業務（建設中、建設後を含む。）

- g 建設工事及びその関連業務に伴う各種申請等の業務
- h 建設に伴う近隣対応・対策業務
- l 所有権取得に係る支援業務
- j その他これらを実施する上で必要な関連業務

(イ) 本施設の維持管理業務

- a 建築物保守管理業務（点検、保守その他一切の保守管理業務を含む。）
- b 建築設備保守管理業務（設備運転・監視、点検、保守その他一切の保守管理業務を含む。）
- c 環境衛生管理業務
- d 警備業務
- e その他これらを実施する上で必要な関連業務

エ 事業者の収入

本事業における事業者の収入は、本施設の設計、建設等の初期投資に係る対価及び本施設の維持管理業務のサービスに係る対価からなり、県が事業者からサービスを購入する形態とします。

(ア) 本施設の設計、建設等の初期投資については、県は、供用開始から事業期間にわたって事業者に対し、PFI 法第 10 条第 1 項にある公共施設等の管理者等及び選定事業者が策定した協定（以下「事業契約書」という。）に定める額を割賦により支払います。

(イ) 県は、事業者が実施する本施設の維持管理業務のサービスに係る対価として、あらかじめ事業契約書に定める額を供用開始から事業期間にわたって事業者を支払います。

2 県が従来手法により事業を実施する場合と PFI 手法により実施する場合の評価

(1) 評価の方法

本事業を、県が従来手法により実施する場合と、PFI 手法により実施する場合の事業期間中に見込まれる財政負担額の比較による定量的評価及び PFI 事業として実施することによるサービス水準の向上等に関する定性的評価を行い、これらの総合的な評価を行うこととします。

(2) 定量的評価

ア 算出に当たっての前提条件

定量的評価を行うに当たり、前提条件を次のとおり設定しました。

なお、これらの前提条件は、県が独自に設定したものであり、実際の入札参加者の提案内容を制約するものではなく、また、一致するものでもありません。

項目	従来手法により実施する場合	P F I手法により実施する場合
算定対象とする主な費用	施設整備費 ・ 設計監理費 ・ 建設工事費 ・ 什器備品等調達費 等 維持管理費 起債の支払利息	サービスに係る対価 ・ 設計監理費 ・ 建設工事費 ・ 什器備品等調達費 ・ 維持管理費 ・ 民間資金利息 ・ SPC 経費、その他開業費 等 アドバイザリー委託費 等
共通条件	事業期間 : 設計・建設 2 年間、維持管理期間 15 年間 施設内容 : 大道場、小道場、剣道場、柔道場、弓道場、相撲場、 トレーニング室、その他必要諸室等 インフレ率 : 0% 割引率 : 2.5%	
施設整備費に係る算定方法	県の要求水準に基づき作成した基本プランに対して、既存公共体育施設の実績等を基に設定しました。	左記基本プランに対して、既存 PFI 事例の実績及び民間体育施設の実績等に基づき、設計施工一括発注による効率化や性能発注による事業者の創意工夫により、一定割合の縮減が実現するものとして設定しました。
維持管理費に係る算定方法	既存公共体育施設の維持管理費の実績等を基に設定しました。	聞き取り調査等に基づき、長期発注による効率化や事業者の創意工夫により、一定割合の縮減が実現するものとして設定しました。
資金調達に関する事項	〔県〕 一般財源 起債	〔事業者〕 自己資金（資本金） 市中銀行借入

イ 算出方法及び評価の結果

上記の前提条件を基に、県が従来手法により実施する場合の財政負担額と PFI 手法により実施する場合の事業期間中に見込まれる財政負担額を年度別に算出し、現在価値換算額で比較しました。

この結果、本事業を県が従来手法により実施する場合に比べ、PFI 手法により実施する場合は、事業期間中の県の財政負担額が約 5% 削減されるものと見込まれます。

(3) PFI 手法により実施することの定性的評価

本事業において、PFI 手法により実施した場合は、財政負担額の削減といった定量的効果に加え、以下のような定性的な効果が期待できます。

ア 性能発注・一括発注による業務の効率的・効果的な実施

本施設の設計、建設から維持管理までの業務を、性能発注・一括発注することにより、事業者の創意工夫やノウハウが十分に発揮され、より機能的な施設を、より効率的に整備することが期待できるとともに、より効果的な施設の維持管理が期待できます。

イ リスク分担の明確化による安定した事業の実施

本事業の計画段階においてあらかじめ発生するリスクを想定し、県及び事業者の間でその責任分担を明確にすることによって、問題発生時における適切かつ迅速な対応が可能となるとともに、事前の予防にも資することが期待でき、本事業の円滑な遂行や安定した事業運営環境の確保が期待できます。

ウ 財政負担の平準化

県が従来手法により実施した場合は、短期間に県の予算に初期投資費用を計上することとなるのに対し、PFI 手法で実施する場合は、県はサービスに係る対価として毎年一定額を分割して支払うことから、財政負担の平準化を図ることができます。

(4) 総合評価

本事業を PFI 事業として実施することにより、県が従来手法により実施する場合に比べ、定量的評価においては約 5%の財政負担額の削減が達成されることが見込まれます。

また、定量化できない多くの定性的効果も期待でき、事業期間を通じて、効率的かつ効果的な事業の実施が期待できるものと認められます。

以上により、本事業を PFI 事業として実施することが適当であると認め、ここに PFI 法第 6 条に基づく特定事業として選定します。